

# 文教公安常任委員会関係

## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(456) 一略一	(1)～(456) 一略一
(456)の2 道路交 運転経歴 <u>1,100円</u> 通法第104条の 証明書交 4第6項 (同法 付手数料 第105条第2項 において準用す る場合を含む。) の規定による運 転経歴証明書の 交付	(456)の2 道路交 運転経歴 <u>1,150円</u> 通法第105条の 証明書交 2第2項の規定 付手数料 による運転経歴 証明書の交付
(456)の3 道路交 運転経歴 <u>1,100円</u> 通法第104条の 証明書再 4第6項 (同法 交付手数 第105条第2項 料 において準用す る場合を含む。) の規定に基づく 運転経歴証明書 の再交付	(456)の3 道路交 運転経歴 <u>1,150円</u> 通法第105条の 証明書再 2第2項の規定 交付手数 に基づく運転経 料 歴証明書の再交 付
(457) 道路交通法 運転者特 <u>1,350円</u> 施行令 (昭和35 定任意講 年政令第270号) 習手数料 第37条の6第2 号に規定する道 路交通法第108 条の2第2項の	(456)の4 道路交 運転経歴 <u>900円 (運 通法第105条の 情報記録 転経歴証 2第4項の規定 手数料 明書の交 による運転経歴 付又は再 情報の記録 交付と同 時に記録 する場合 にあって は、100円)</u> (457) 道路交通法 運転者特 <u>1,400円</u> 施行令 (昭和35 定任意講 年政令第270号) 習手数料 第37条の6第2 号に規定する道 路交通法第108 条の2第2項の

規定による講習  
 で国家公安委員  
 会規則で定める  
 基準に適合する  
 ものの開催  
 (457)の2から  
 (457)の4まで  
 削除  
 (457)の5 道路交 認知機能 1,450円  
 通法第97条の2 検査員講 (自動車  
 第1項第3号イ 習手数料 安全運転  
 若しくはロ、第 センター  
 101条の4第2 が行う認  
 項又は第101条 知機能検  
 の7第1項の規 査に關す  
 定による認知機 る研修等  
 能検査の実施に を受けた  
 必要な技能及び 者に対す  
 知識に関する講 る講習に  
 習の開催 あっては、  
1,200円)

(458)～(478) ー略ー

2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当  
 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に  
 おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の  
 計算単位の定めのあるものについてはその計算  
 単位につき、その他のものについては1件につ  
 きそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 道路交通法運転免許 次の表の  
 第89条第1項の試験手数 左欄に掲  
 規定による運転料 げる区分  
 免許試験を受け に応じ、そ  
 ようとする者 れぞれ同  
 表の右欄  
 に定める  
 額

区分		金額
イ 大型自動 車免許、中 型自動車免 許又は準中 型自動車免 許に係る試 験	道路交通法 第97条の2 第1項第1 号又は第2 号に該当し て同項の規 定の適用を	<u>1,550円</u>

規定による講習  
 で国家公安委員  
 会規則で定める  
 基準に適合する  
 ものの開催  
 (457)の2から  
 (457)の4まで  
 削除  
 (457)の5 道路交 認知機能 1,400円  
 通法第97条の2 検査員講 (自動車  
 第1項第3号イ 習手数料 安全運転  
 若しくはロ、第 センター  
 101条の4第2 が行う認  
 項又は第101条 知機能検  
 の7第1項の規 査に關す  
 定による認知機 る研修等  
 能検査の実施に を受けた  
 必要な技能及び 者に対す  
 知識に関する講 る講習に  
 習の開催 あっては、  
1,150円)

(458)～(478) ー略ー

2 県は、次の各号に掲げる者から、それぞれ当  
 該各号に定める手数料を徴収する。この場合に  
 おける当該手数料の金額は、当該各号に特別の  
 計算単位の定めのあるものについてはその計算  
 単位につき、その他のものについては1件につ  
 きそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 道路交通法 運転免許 次の表の  
 第89条第1項の試験手数 左欄に掲  
 規定による運転料 げる区分  
 免許試験を受け に応じ、そ  
 ようとする者 れぞれ同  
 表の右欄  
 に定める  
 額

区分		金額
イ 大型自動 車免許、中 型自動車免 許又は準中 型自動車免 許に係る試 験	道路交通法 第97条の2 第1項第1 号又は第2 号に該当し て同項の規 定の適用を	<u>1,650円</u>

	受ける場合	
	道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円）
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	4,100円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、6,600円）
ロ 普通自動車免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を	1,750円

	受ける場合	
	道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等（道路交通法第101条第1項に規定する免許証等をいう。以下同じ。）の有効期間の更新（以下「運転免許証等の更新」という。）を受けることができなかった者に対する試験にあっては、750円）
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	3,900円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験（以下「技能試験」という。）を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、6,900円）
ロ 普通自動車免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を	1,900円

	受ける場合	
	道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>800円</u> ）
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,550円（道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,350円</u> ）
ハ 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又はけん引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん引第二種免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,750円</u>
	道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>800円</u> ）

	受ける場合	
	道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>750円</u> ）
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,500円（技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,300円</u> ）
ハ 特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又はけん引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくはけん引第二種免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,850円</u>
	道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,950円（道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、

		円)
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,600円(道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,050円</u> )
ニ 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	<u>1,900円</u> (道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>800円</u> )
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>1,500円</u>
ホ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,700円</u>
	道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規	<u>1,900円</u> (道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のた

		750円)
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	2,800円(技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,550円</u> )
ニ 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	<u>1,950円</u> (道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証等の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>750円</u> )
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>1,600円</u>
ホ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,800円</u>
	道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規	<u>1,950円</u> (道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のた

	定の適用を受ける場合	め <u>運転免許証</u> の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>800円</u> )
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>4,800円</u> (道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>7,650円</u> )
へ 仮運転免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,700円</u>
	道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,550円</u>
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>2,900円</u> (道路交通法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,350円</u> )

(1)の2 道路交検査手数 次の表の

	定の適用を受ける場合	め <u>運転免許証等</u> の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、 <u>750円</u> )
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>4,500円</u> (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>7,450円</u> )
へ 仮運転免許に係る試験	道路交通法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,800円</u>
	道路交通法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	<u>1,650円</u>
	道路交通法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合	<u>2,950円</u> (技能試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>4,700円</u> )

(1)の2 道路交検査手数 次の表の

通法第89条第3料  
項の規定による  
検査（以下この  
号において「検  
査」という。）  
を受けようとす  
る者

左欄に掲  
げる区分  
に応じ、そ  
れぞれ同  
表の右欄  
に定める  
額

区分	金額
イ 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	3,900円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,400円）
ロ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	3,750円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円）

(2) 道路交通法再試験手 次の表の  
第100条の2第 数料 左欄に掲  
1項の規定によ げる区分  
る再試験を受け に応じ、そ  
ようとする者 れぞれ同  
表の右欄  
に定める  
額

区分	金額
イ 準中型自動車免許に係る再試験	1,900円（道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,400円）
ロ 普通自動車免許に係る再試験	1,750円（道路交通法第100条の2第2項に規定

通法第89条第3料  
項の規定による  
検査（以下この  
号において「検  
査」という。）  
を受けようとす  
る者

左欄に掲  
げる区分  
に応じ、そ  
れぞれ同  
表の右欄  
に定める  
額

区分	金額
イ 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	3,950円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,950円）
ロ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査	3,850円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,650円）

(2) 道路交通法再試験手 次の表の  
第100条の2第 数料 左欄に掲  
1項の規定によ げる区分  
る再試験を受け に応じ、そ  
ようとする者 れぞれ同  
表の右欄  
に定める  
額

区分	金額
イ 準中型自動車免許に係る再試験	2,050円（道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、5,050円）
ロ 普通自動車免許に係る再試験	1,950円（道路交通法第100条の2第2項に規定



	する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>2,550円</u> )
ハ 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	<u>1,650円</u> (道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,100円</u> )
ニ 原動機付自転車免許に係る再試験	<u>1,000円</u>

(3) 道路交通法免許証交付 次の表の第92条第1項の付手数料 左欄に掲げ規定による運転 免許証の交付を受けようとする者

左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分		金額
イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る	道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証の更新を受けることができなかった者であつて、道路交通法第97の2第	<u>1,700円</u> (道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許

	する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>2,750円</u> )
ハ 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験	<u>1,800円</u> (道路交通法第100条の2第2項に規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、 <u>3,550円</u> )
ニ 原動機付自転車免許に係る再試験	<u>1,100円</u>

(3) 道路交通 免許証交付 次の表の法第92条第1項 付手数料 左欄に掲げ又は第95条の2 第11項の規定による運転免許証の交付を受けようとする者

左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額

区分		金額
イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る	道路交通法第92条第1項の規定による交付を受ける場合	<u>2,100円</u> (日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち2以上の種類の免許を受け取る者(以下「複数免許取得者」という。))に対する交付にあつ

運転免許証	1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに交付する場合	に係る運転免許証の交付に代える場合にあっては、1,700円に、当該他の種類の運転免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
	上記以外の者に交付する場合	2,050円（道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の運転免許に係る運転免許証に他の種類の運転免許に係る事項を記載してその種類の運転免許に係る運転免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の

運転免許証	のため運転免許証等の更新を受けることができなかった者であって、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下「特定試験免除者」という。)	ては、1,900円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
	上記以外の者に交付する場合	2,350円（複数免許取得者に対する交付にあっては、2,150円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額)
	道路交通法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合	2,550円

	運転免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた額)
ロ 仮運転免許に係る運転免許証	1,150円

(4) 道路交通法免許証再 次の表の  
第94条第2項の交付手数料 左欄に掲  
規定による運転料 げる区分  
免許証の再交付 に応じ、そ  
を受けようとする れぞれ同  
る者 表の右欄  
に定める  
額

区分	金額
イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	2,250円
ロ 仮運転免許に係る運転免許証	1,150円
—略—	

ロ 仮運転免許に係る運転免許証	1,100円

(4) 道路交通法 免許証再 次の表の  
第94条第2項の交付手数料 左欄に掲  
規定による運転料 げる区分  
免許証の再交付 に応じ、そ  
を受けようとする れぞれ同  
る者 表の右欄  
に定める  
額

区分	金額
イ 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	2,600円
ロ 仮運転免許に係る運転免許証	1,050円
—略—	

(4)の2 道路交 特定免許 次の表の  
通法第95条の2 情報記録 左欄に掲  
第3項の規定に 手数料 げる区分  
よる特定免許情 に応じ、そ  
報の記録又は同 れぞれ同  
法第95条の3の 表の右欄  
規定により読み に定める  
替えて適用され 額  
る同法第92条第  
2項の規定若し  
くは同法第106  
条の4第2項の  
規定による免許  
情報記録の書換  
えを受けようと  
する者

区分	金額
----	----

イ 道 路交 通法 第95 条の 2第 3項 の規 定に よる 特定 免許 情報 の記 録	道路交 通法第 95条の 2第6 項の規 定によ る申出 をする 場合	特定試 験免除 者に係 る記録 の場合	1,350円（複数免 許取得者に係る 記録にあつて は、1,150円に、 与える免許1種 類ごとに200円 を加えた額）
		上記以 外の者 に係る 記録の 場合	1,550円（複数免 許取得者に係る 記録にあつて は、1,350円に、 与える免許1種 類ごとに200円 を加えた額）
	道路交通法第 101条の4の2 第2項の規定に よる申出（以下 「更新時不交付 申出」という。） をする場合		800円
	道路交通法第95 条の2第6項の 規定による申出 及び更新時不交 付申出のいずれ をもしない場合		1,500円（道路交 通法第92条第1 項、第95条の2 第11項若しくは 第101条の4の 2第1項の規定 による運転免許 証（仮運転免許 に係るものを除 く。）の交付又 は同法第94条第 2項の規定によ る運転免許証 （仮運転免許に 係るものを除 く。）の再交付 と同時に記録を 受ける場合にあ つては、100円）
ロ 道 路交 通法 第95 条	運転免許証（仮 運転免許に係る ものを除く。） 及び道路交通法		100円

条の3の規定により読み替えて適用される同法第92条第2項の規定又は同法第106条の4第2項の規定による免許情報の記録の書換え	第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に係る書換え	
	上記以外の者に係る書換え	1,550円（複数免許取得者に係る書換えにあつては、1,350円に、与える免許1種類ごとに200円を加えた額）

(5) 道路交通法免許証更新手数料 2,500円  
 又は第101条の2第1項の規定による運転免許証の有効期間の更新を受けようとする者

(5) 道路交通法免許証等 次の表の第101条第1項更新手数料 左欄に掲げる区分  
 又は第101条の2第1項の規定 に応じ、そ  
 による運転免許 ぞれ同  
 証等の更新を受 表の右欄  
 けようとする者 に定める  
 額

区分		金額
イ 運転免許証の有効期間の更新（同時に免許情報記録（道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情	道路交通法第101条の2第1項の規定による經由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出（以下この表に	2,750円

報記録をい う。以下同 じ。)の有 効期間の更 新を受ける 場合を除 く。)	において「経由 申請」とい う。)をする 場合	
	更新時不交 付申出をす る場合(経由 申請をする 場合を除 く。)	1,300円
	経由申請及 び更新時不 交付申出の いずれをも しない場合	2,850円
ロ 免許情報 記録の有効 期間の更新 (同時に運 転免許証の 有効期間の 更新を受け る場合を除 く。)	経由申請を する場合で あって、道路 交通法第101 条の2の2 第3項の規 定による申 出(以下「経 由地書換申 出」という。 をするとき	1,000円
	経由申請を する場合で あって、経由 地書換申出 をしないと き	1,950円
	経由申請を しない場合	2,100円
ハ 運転免許 証の有効期 間の更新及 び免許情報 記録の有効 期間の更新	経由申請を する場合で あって、経由 地書換申出 をするとき	2,500円
	経由申請を する場合で あって、経由 地書換申出 をしないと	2,850円

(5)の2 道路交免許証経 2,550円

通法第101条の 由更新手

2の2第1項の 数料

規定による 運転

免許証の有効期

間の更新を受け

ようとする者

(5)の3 道路交經由手数 550円

通法第101条の 料

2の2第1項の

規定による 運転

免許証の有効期

間の更新の申請

をしようとする

者

(5)の4 一略一

(5)の5 道路交運転技能 3,550円

通法第97条の2 検査手数

第1項第3号イ料

若しくはハ又は

第101条の4第

3項の規定によ

る運転技能検査

を受けようとする

者

(6) 道路交通法審査手数 1,400円

第91条又は第91料

条の2第2項の

規定により運転

することができる

る自動車及び一

般原動機付自転

車の種類を限定

された者で、そ

の限定の全部又

は一部の解除を

受けるため、公

(道路交

通法第112

条第1項

第6号の

審査を公

安委員会

が提供す

る自動車

を使用し

て受ける

場合に

	き	
	經由申請を	2,950円
	しない場合	

(5)の2 削除

(5)の3 道路交經由手数 次の表の

通法第101条の 料

左欄に掲

2の2第1項の

げる区分

規定による 運転

に応じ、そ

免許証等の更新

れぞれ同

の申請をしよう

表の右欄

とする者

に定める

額

	区分	金額
イ	經由地書換申出をする場合	1,700円
ロ	經由地書換申出をしない場	750円
合		

(5)の4 一略一

(5)の5 道路交運転技能 3,650円

通法第97条の2 検査手数

第1項第3号イ料

若しくはハ又は

第101条の4第

3項の規定によ

る運転技能検査

を受けようとする

者

(6) 道路交通法審査手数 1,350円

第91条又は第91料

条の2第2項の

規定により運転

することができる

る自動車及び一

般原動機付自転

車の種類を限定

された者で、そ

の限定の全部又

は一部の解除を

受けるため、公

(公安委

員会が提

供する自

動車を使

用して受

ける場合

にあって

は、3,100

円)

安委員会の審査  
を受けようとするもの

っては、  
2,850円)

(7) 一略一

(8) 道路交通法技能検  
定第99条の2第4員審査  
手第1号イの規  
定による審査  
(以下「技能検  
定員審査」とい  
う。)を受けよ  
うとする者

次の表の  
左欄に掲  
げる区分  
に応じ、そ  
れぞれ同  
表の右欄  
に定める  
額

区分	金額
イ 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>23,400円</u>
ロ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>19,500円</u>
ハ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>14,700円</u>
ニ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	<u>21,500円</u>
備考 一略一	

第8号の表の付表

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
イ 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>4,000円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,550円</u>

安委員会の審査  
を受けようとするもの

(7) 一略一

(8) 道路交通法技能検  
定第99条の2第4員審査  
手第1号イの規  
定による審査  
(以下「技能検  
定員審査」とい  
う。)を受けよ  
うとする者

次の表の  
左欄に掲  
げる区分  
に応じ、そ  
れぞれ同  
表の右欄  
に定める  
額

区分	金額
イ 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>23,750円</u>
ロ 普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>19,800円</u>
ハ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	<u>14,450円</u>
ニ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。)	<u>22,200円</u>
備考 一略一	

第8号の表の付表

審査細目	区分	技能検定員審査手数料の額から減ずる額
イ 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,800円</u>
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	<u>3,650円</u>



	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,250 円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,250 円
ロ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,700 円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,100 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100 円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,400 円
ハ及びニ 一略一	一略一	一略一
ホ 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,350 円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,650 円
ヘ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	一略一	一略一
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,050 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,550 円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,700 円
ト 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,550 円

	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,200 円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,450 円
ロ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,350 円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,250 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,900 円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,750 円
ハ及びニ 一略一	一略一	一略一
ホ 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,600 円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,850 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,550 円
ヘ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	一略一	一略一
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000 円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,400 円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,750 円
ト 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,600 円

<p>に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>		
--	--	--

<p>備考</p> <p>1 技能検定員審査を受けようとする者がイの項及びロの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、イの項及びロの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査にあつては <u>2,350円</u> を、普通自動車免許に係る技能検定員審査にあつては900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあつては <u>1,100円</u> を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査にあつては2,900円を減ずるものとする。</p> <p>2 技能検定員審査を受けようとする者がハの項及びニの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、ハの項及びニの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自</p>
--

<p>に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p>		
--	--	--

<p>備考</p> <p>1 技能検定員審査を受けようとする者がイの項及びロの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、イの項及びロの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査にあつては <u>2,950円</u> を、普通自動車免許に係る技能検定員審査にあつては900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあつては <u>1,350円</u> を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査にあつては2,900円を減ずるものとする。</p> <p>2 技能検定員審査を受けようとする者がハの項及びニの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、ハの項及びニの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自</p>
--

自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査にあつては500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査にあつては300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあつては300円を減ずるものとする。

(9) 一略一

(10) 道路交通法教習指導 次の表の  
第99条の3第4員審査手 左欄に掲  
項第1号イの規数料 げる区分  
定による審査 に応じ、そ  
(以下「教習指 れぞれ同  
導員審査」とい 表の右欄  
う。)を受けよ に定める  
うとする者 額

区分	金額
イ 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	14,550円
ロ 普通自動車免許に係る教習指導員審査	11,850円
ハ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	9,650円
ニ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	12,450円
備考 1及び2 一略一	

第10号の表の付表

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
イ 教習指	大型自動車免許、中型	4,000

自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査にあつては550円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査にあつては350円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査にあつては350円を減ずるものとする。

(9) 一略一

(10) 道路交通法教習指導 次の表の  
第99条の3第4員審査手 左欄に掲  
項第1号イの規数料 げる区分  
定による審査 に応じ、そ  
(以下「教習指 れぞれ同  
導員審査」とい 表の右欄  
う。)を受けよ に定める  
うとする者 額

区分	金額
イ 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	15,100円
ロ 普通自動車免許に係る教習指導員審査	12,000円
ハ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	9,950円
ニ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの(以下「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。)	12,850円
備考 1及び2 一略一	

第10号の表の付表

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の額から減ずる額
イ 教習指	大型自動車免許、中型	3,800

導員として必要な自動車の運転技能	自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,250円
ロ 技能教習に必要な教習の技能	一略一	一略一
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
ハ 一略一	一略一	一略一
ニ 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	一略一	一略一
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
ホ 自動車教習所に関する法令についての知識	一略一	一略一
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,500円
	一略一	一略一
ト 道路運送法第2条第3項に規定す	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,550円

導員として必要な自動車の運転技能	自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	3,650円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,450円
ロ 技能教習に必要な教習の技能	一略一	一略一
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,100円
ハ 一略一	一略一	一略一
ニ 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	一略一	一略一
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
ホ 自動車教習所に関する法令についての知識	一略一	一略一
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
ヘ 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,550円
	一略一	一略一
ト 道路運送法第2条第3項に規定す	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,600円

る旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		
<p>備考</p> <p>1 教習指導員審査を受けようとする者がイの項及びロの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、イの項及びロの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査にあつては<u>2,400円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査にあつては<u>900円</u>を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあつては<u>1,100円</u>を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査にあつては<u>2,850円</u>を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者がニの項及びホの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、ニの項及びホの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に</p>		

る旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		
<p>備考</p> <p>1 教習指導員審査を受けようとする者がイの項及びロの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、イの項及びロの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査にあつては<u>3,000円</u>を、普通自動車免許に係る教習指導員審査にあつては<u>950円</u>を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあつては<u>1,350円</u>を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査にあつては<u>2,950円</u>を減ずるものとする。</p> <p>2 教習指導員審査を受けようとする者がニの項及びホの項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、ニの項及びホの項の右欄に定めるところによるほか、この号の表の右欄に定める額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に</p>		

係る教習指導員審査にあつては150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査にあつては150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあつては150円を減ずるものとする。

(11) 道路交通法国外運転 2,350円

第107条の7第 免許証交

1項の規定によ付手数料

る国外運転免許

証の交付を受け

ようとする者

(12) 道路交通法講習手数料 次の表の

第108条の2第 料 左欄に掲

1項各号に掲げ げる区分

る講習を受けよ に応じ、そ

うとする者 れぞれ同

表の右欄

に定める

額

区分	金額
イ 道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間について <u>750円</u>
ロ 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間について <u>2,350円</u>
ハ 一略一	一略一
ニ 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	講習1時間について <u>4,450円</u>
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	
準中型自動	講習1時間につ

係る教習指導員審査にあつては200円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査にあつては150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査にあつては50円を減ずるものとする。

(11) 道路交通法 国外運転 2,250円

第107条の7第 免許証交

1項の規定によ付手数料

る国外運転免許

証の交付を受け

ようとする者

(12) 道路交通法講習手数料 次の表の

第108条の2第 料 左欄に掲

1項各号に掲げ げる区分

る講習を受けよ に応じ、そ

うとする者 れぞれ同

表の右欄

に定める

額

区分	金額
イ 道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習	講習1時間について <u>850円</u>
ロ 道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習	講習1時間について <u>2,400円</u>
ハ 一略一	一略一
ニ 道路交通法第108条の2第1項第4号に掲げる講習	講習1時間について <u>4,650円</u>
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）	
準中型自動	講習1時間につ

	車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	いて <u>3,500円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,800円</u>
ホ 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>4,150円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>4,000円</u>
ヘ 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,500円</u>
ト 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		講習1時間について <u>3,100円</u>
チ 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,400円</u>
リ 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		いて <u>750円</u>
ヌ 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,150円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,050円</u>
	大型自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,700円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,550円</u>
	原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,450円</u>

	車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。）	いて <u>3,800円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>3,050円</u>
ホ 道路交通法第108条の2第1項第5号に掲げる講習	大型自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>4,300円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>4,200円</u>
ヘ 道路交通法第108条の2第1項第6号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,750円</u>
ト 道路交通法第108条の2第1項第7号に掲げる講習		講習1時間について <u>3,200円</u>
チ 道路交通法第108条の2第1項第8号に掲げる講習		講習1時間について <u>1,850円</u>
リ 道路交通法第108条の2第1項第9号に掲げる講習		いて <u>900円</u>
ヌ 道路交通法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	準中型自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,300円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,150円</u>
	大型自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,850円</u>
	普通自動車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,700円</u>
	原動機付自転車免許に係る講習	講習1時間について <u>2,550円</u>

ル 道路交 通法第 108条の 2第1項 第11号に 掲げる講 習	道路交通法 第92条の2 第1項の表 の備考1の 2に規定す る優良運転 者に対する 講習	500円
	道路交通法 第92条の2 第1項の表 の備考1の 3に規定す る一般運転 者に対する 講習	800円
	道路交通法 第92条の2 第1項の表 の備考1の 4に規定す る違反運転 者等に対す る講習	1,350円（国家公 安委員会規則で 定める道路交 通法施行令第33条 の7第2項の基 準に該当しない 者に対する講習 にあつては、800 円）

ル 道路交 通法第 108条の 2第1項 第11号に 掲げる講 習	道路交通法 第95条の6 第1項の表 の備考1の 2に規定す る優良運転 者に対する 講習	500円（公安委員 会の使用に係る 電子計算機（入 出力装置を含 む。以下この表 において同じ。） と講習を受ける 者の使用に係る 電子計算機とを 電気通信回線で 接続した電子情 報処理組織を使 用する方法によ る講習（以下こ の表において 「オンライン講 習」という。） にあつては、200 円）
	道路交通法 第95条の6 第1項の表 の備考1の ハに規定す る一般運転 者に対する 講習	800円（オンライ ン講習にあつて は、200円）
	道路交通法 第95条の6 第1項の表 の備考1の ニに規定す る違反運転 者等のうち 特定基準不 該当者（運 転免許に係 る講習等に 関する規則 （平成6年 国家公安委 員会規則第 4号）第8 条第1項に	1,400円



フ 道路交 通法第 108条の 2第1項 第12号に 掲げる講 習	道路交通法 第71条の5 第3項に規 定する普通 自動車対応 免許（以下 この表にお いて「普通 自動車対応 免許」とい う。）を受 けている者 （同法第97 条の2第1 項第3号イ 及びハに掲 げる者並び に同法第 101条の4 第3項の規 定の適用を 受ける者を 除く。）に 対する講習	6,450円
	普通自動車 対応免許を	2,900円

	規定する者 をいう。以 下この表に おいて同 じ。) でな いものに対 する講習	
	道路交通法 第95条の6 第1項の表 の備考1の ニに規定す る違反運転 者等のうち 特定基準不 該当者であ るものに対 する講習	800円（オンライ ン講習にあつて は、200円）
フ 道路交 通法第 108条の 2第1項 第12号に 掲げる講 習	道路交通法 第71条の5 第3項に規 定する普通 自動車対応 免許（以下 この表にお いて「普通 自動車対応 免許」とい う。）を受 けている者 （同法第97 条の2第1 項第3号イ 及びハに掲 げる者並び に同法第 101条の4 第3項の規 定の適用を 受ける者を 除く。）に 対する講習	6,600円
	普通自動車 対応免許を	2,950円

	<p>受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>			<p>受けている者（道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	
<p>ワ 道路交通法第108条の2第1項第13号に掲げる講習</p>		<p>12,500円（当該講習が道路交通法施行規則第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあつては、9,050円）</p>	<p>ワ 道路交</p>	<p>自動車等（運転免許に係る講習等に関する規則第8条第2項に規定する装置を含む。）を使用する指導（以下この表において「実車等指導」という。）を含む講習</p>	<p>12,900円</p>

カ 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間について <u>2,250円</u>
ヨ 道路交通法第108条の2第1項第15号又は第16号に掲げる講習	講習1時間について <u>2,000円</u>

- (13) 道路交通法通知手数 900円  
 第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習を受けようとする者  
 (14)～(18) 一略一

	<u>実車等指導を含まない講習</u>	<u>9,350円</u>
カ 道路交通法第108条の2第1項第14号に掲げる講習		講習1時間について <u>2,600円</u>
ヨ 道路交通法第108条の2第1項第15号に掲げる講習		講習1時間について <u>2,100円</u>
タ 道路交通法第108条の2第1項第16号に掲げる講習		講習1時間について <u>2,050円</u>

- (13) 道路交通法通知手数 1,000円  
 第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号に掲げる講習を受けようとする者  
 (14)～(18) 一略一

